

## 公表資料

地方自治法第242条第1項の規定により、令和元年8月21日に請求人から提出された住民監査請求についてはこれを却下し、請求人に対して別紙のとおり通知したので公表します。

令和元年10月4日

田川市監査委員 丸谷 芳昭

田川市監査委員 尾崎 行人

田 監 第 4 7 号

令和元年10月1日

請 求 人 様

田川市監査委員 丸 谷 芳 昭

田川市監査委員 尾 崎 行 人

住民監査請求について（通知）

請求人が令和元年8月21日付けで提起した住民監査請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

## 決 定 書

### 1 請求人

住所 田川市

氏名 請求人

### 2 請求年月日

令和元年8月21日

### 3 請求の要旨

中学校再編に向け、「田川市新中学校のあり方に関する審議会」が現在の鎮西中学校と田川中学校の場所に新設する「南北2校案」を答申したが、市は答申後に「新中学校創設庁内検討委員会」を発足させて、現在の伊田中学校と後藤寺中学校の場所に新設する「東西2校案」へ転換した。その変更理由（根拠）及びプロセスには客観性が乏しく、変更によって10億円（見込額）を超える新たな財政負担を強いることになった。

### 4 当監査委員の判断

#### (1) 主文

本件請求を却下する。

#### (2) 理由

地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求制度において、その請求の対象とされるのは、①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤上記①から④までの行為が相当の確実さをもって予測される場合、⑥公金の賦課徴収を怠る事実、⑦財産の管理を怠る事実のいずれかの行為（財務会計行為）に該当し、その行為に違法性・不当性がある場合に限定されている。

同時に、平成2年6月5日の最高裁判決が示すように、請求対象となる行為は「他の行為等と区別し、特定認識できるよう個別的・具体的に摘示しなければならない」とされている。

しかしながら、本件請求においては、i)いつの時点の、ii)誰による、iii)どのような財務会計行為であるかが明確に示されていないため、これを特定することができず、

請求の要件を欠くものと言わざるを得ない。

また、請求人が本件請求において違法性・不当性を主張する論拠の中心は「南北2校案から東西2校案に計画案が変更されたことにより10億円（見込額）を超える新たな財政負担が生じる」ことと考えられるが、仮に財務会計行為を上記⑤の行為として特定できたとしても（請求時において⑤以外はその事実がないため明らかに非該当）、そもそも南北2校案は計画案の段階にとどまるもので建設経費が不明であるため、10億円（見込額）を超える新たな財政負担を客観的に立証できる証拠を見出すことはできず、この点において違法性・不当性を問うことはできないものと判断した。